

極秘

一般請求権徴用者関係等専門
委員会が4回会合

37. 2. 27
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会の徴用者関係等専門委
員会が4回会合は、2月27日午後3時から
約1時間、外務省235号室において開催さ
れた。双方出席者つぎのとおり。

日本側	外務省アジア局北東アジア課	前田課長
	大蔵省管財局管理課	本間課長
	〃 〃 〃	山野事務官
	大蔵省理財局外債課	金子事務官
	〃 〃 〃	杉田 〃
	〃 主計局法規課	笹田 〃
	厚生省援護局業務二課	村岡課長
	〃 〃 〃	阿部事務官
	〃 〃 復員課	三浦 〃
	総理府恩給局審議課	中島課長
	外務省アジア局北東アジア課	森田事務官
	〃 〃 〃	杉山 〃
	〃 〃 〃	渡辺 〃

専門
4

外務省アジア局北東アジア課 澄川 事務官

“ “ “ 藤田 “

“ “ “ 久一 “

韓国側	弁護士	金潤根
	韓国銀行参事	李相徳
	弁護士	鄭泰燮
	経済企画院長秘書官	洪允燮
	駐日代表部 2等書記官	朴相斗

2. 議事要旨

- (1) 最初に前田課長より、本日の会議は、日本側よりの閉鎖機関、在外会社のリスト提出及びその照合、韓国側よりの有価証券所有者別リスト提出並びに軍人、軍属の数字、恩給の明細、徴用労務者関係についての事実究明等が主な仕事と心得る旨述べ、韓国側もこれを了承した。
- (2) 本間課長より、「清算(整理)終了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」(別添ノ)を提出し、次のように説明した。

- (イ) 朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人であつて在外会社に指定されたものは当初300法人以上であつたが、その後清算の対象となる在日資産がないことが判明したため、在外会社の指定を解除されたものがあり、結局朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する在外会社は188法人である。韓国側は、朝鮮地区に本店又は主たる事務所がある法人は300法人以上あるといわれるが、韓国側からそのリストを貰えば、チェックしたい。
- (ロ) 本一覧表に掲記してある法人の配列は、閉鎖機関及び在外会社ともそれぞれ指定された日付順に配列してある。なお、在外会社については昭和24年8月1日付をもつて在外会社に指定された法人が相当数あるので、これらの法人については、アイウエオ順に配列のうえ記載した。

(ハ) 在外会社についていえば、整理完結の日付が昭和30年以降となつている法人の大部分は、当該整理完結日以前に整理を完結し、登記簿を抹消したが、その後新たに生じた財産を整理の対象に加え債務の追加弁済又は残余財産の追加分配を行なうために法人格を復活し整理を行なつたため、整理の完結が昭和30年以降となつたものである。

(ニ) 本一覧表に掲記してある閉鎖機関及び在外会社のうちには、新会社を設立して清算又は整理を結了した法人も含まれており、さらにこれらの清算又は整理を結了した法人のうちには朝鮮人の株主がない法人も含まれている。また30社を越える北朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人も含まれていることに留意されたい。

(3) 要綱4に関し、次のような質疑応答が行なわれた。

(イ) 李委員より、今のところ韓国側は希望するわけではないが、必要なときには資料を見せて貰えるかと尋ねたのに対し、本間課長より、御希望の事項をうけたまわつたうえで検討することとしたいと答えた。

(ロ) 李委員より、たとえば、朝鮮商業銀行や無尽会社等については日本に相当のまとまつた資産があつたと思う。前に出された分配留保の表（注）「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」）に掲記されていない法人は日本に財産がなかつたのかと質したのに対し、本間課長より、あの表に掲記されている法人以外の法人は負債超過か又は残余財産があつても当該法人の株主の中には旧朝鮮人株主がなく、したがつて旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配はないので旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留

保額の表にはこれらの法人は掲記されていないと説明した。

(ハ) 李委員より、前にお願いしてある1955年末の朝鮮銀行の資産状況及び残余財産の分配金として留保されている朝鮮人株主の名簿はどうか質したので、本間課長より、株主名簿については、閉鎖機関のうちには旧朝鮮人株主が非常に多い法人もあり、又旧朝鮮人株主を株主名簿から抽出するためには相当の事務量を要するので、前回の会議の際にも御了承を得たとおり韓国側でお持ちの株主名簿を貰つてつき合せることにしたい。また朝鮮銀行の資産状況の資料については、日本側の国内事情ではあるが、現在閉鎖機関の関係書類を収納してある倉庫の移転等のため、2、3週間で資料を作成することは困難である旨説明した。なお、韓国側は株主名簿は日本側から先に出すのが順序であると述べたがこれをどちら

から先に出すかについては結論を得なかつた。

- (4) つぎに、韓国側より、「韓国法人所有有価証券調書」(別添2)を提出したので、これに対し金子事務官より、本資料は7法人となつてゐるが、これ以外のものはどうなつてゐるのか、また食糧証券の資料はどうなつてゐるかと質問したところ、李委員は、これ以外にもあると思うが、今その数字は握つてゐない、トータルには逓信関係と個人のはのつてゐない、また食糧証券が現物か否かについてはまだ京城から連絡がない旨説明した。

なお、韓国側は本資料提出の際、軍人、軍属の遺骨関係について質問したので、日本側からは今日は準備してゐない旨答えた。

- (5) 金子事務官より、要綱5の生命保険の支払準備金に関し、その残高で個人個人の別は失なつたとのことであるが、各社別の残高尻が分れば、知らせてほしいと述べたと

ころ、李委員より、この問題は要綱6とともに討議するといわれた筈であると答えたので、更に、金子事務官より、韓国側では438百万円といわれたが、日本側の計算では、南鮮地区の韓国人契約者に対応する分としては、その一割程度であり、会社数も18社となつている、要綱6で一括して討議することにすればどちらでもいいことであるが、ただ双方の数字がちがうということだけお知らせしておきたいと述べた。

(6) 李委員より、韓国人被徴用者未収金はど
うなつているかと質したので、大蔵省杉田
事務官より、法務省関係の集計における重
複約6千万円は分つているが、労働省関係
で、1億円程の錯誤があるので、現在調査
中であると説明した。

(7) 厚生省村岡課長より、韓国側提出の資料
に関し、陸海軍の軍人、軍属の各数値の根
拠及び資料について伺いたいと述べたと
ころ、李委員より、韓国側は軍人、軍属関

係の資料は、日本側で焼却したか、持帰つたため、韓国側として最も資料のない項目であり、すべて推定にもとづいたものである。従つて、陸、海軍別の区分も分つていないと述べた。

さらに、村岡課長より、軍人、軍属の区分は分るか、また傷病者の数はどうして出したのかと質したところ、李委員は、軍人、軍属の区分も分らない、傷病者の数は日本の被害率を参考にし、平均この位でないかといふ数字を出したと述べ、また日本側より、日本側の外務省調査月報や引揚援護の記録から資料をとつたのかと質問したのに対し、それ以外のものも参考にした旨答えた。

次に李委員より、日本側の資料には傷病者数がでていないがどうしたのかと質したので、厚生省側より、朝鮮人としては数値が出ていない、ただし第2次大戦中、陸軍の動員数700万、そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は16

万人である、これは死亡者は別である。なお、海軍関係では朝鮮関係として集めた名簿があり、その傷病者数の合計は227名(軍人のみ)となつている。実際問題として朝鮮人は戦地に出ていないのでその傷病率は低かつたと答えた。

また、李委員より、今度の戦争では、負傷率より、死亡率の方が多かつた、韓国側では日本側の負傷率5%を参考にしたものであると述べ、更に、日本側提出の労務者関係の表に死亡者、負傷者数がでていないがどうなつているかと質問したが、日本側では労働省関係者が出席していないのでその回答を留保した。

- (8) 大蔵省金子事務官より、韓国側生存者、死亡者、負傷者に対する補償請求金額の単価の算定の根拠について質問したのに対し、李委員より、軍人、軍属、徴用者をひつくるめて、生存者200ドル、死亡者1.650ドル、負傷者2000ドルとなつているがそ

の金額の出所は、(イ)生存者に対する分200ドルは特別の根拠はなく、精神的肉体的苦痛を考えたものである。(ロ)負傷者に対する分2000ドルは日本の援護法を参考にして計算した。すなわち、平均の障害をオ5項症とし、年間140ドル、平均寿命35年として、総額4900ドルになる、それを年金現価として計算すれば、一時金2030ドルとなり、それから2000ドルという数字を出した。(ハ)死亡者に対する分1650ドルは遺族を配偶者及び子供2人と推定、年間170ドルを15年支給するとして計算すれば、2550ドルとなり、それを年金現価に換算1650ドルという数字を出したと説明した後、日本側の質問に対し、死亡者の場合の給与期間を15年としたのは子供の成年になることを計算に入れたものであり、170ドルは日本の法律を参考にし、それに最近のベースアップを織り込んだものである。また、生存者に対する200ドルは、200

ドル以上請求してもまともならないということ
を考えて、この数字にしたものであると
説明した。

(9) 厚生省側より、先程説明した海軍関係傷
病者227人は公務に基因しない傷病者も
含まれていると述べたところ、金主査より、
例を上げるとどんなものがあるかと質した
ので、厚生省側より、内地における胃腸病、
脳溢血等である旨答えた。

(10) 更に、李委員より、軍人、軍属の数の問
題で日本側資料では死亡2万数千人になつ
ているが、死亡者関係の恩給は資料のどこ
に含まれているかと尋ねたので、中島課長
より、平和条約発効まで軍人、軍属に対す
る手当は出来ないことになつているから、
今まで出した資料には出ていない、朝鮮人
軍人、軍属に対する普通恩給は昭和21年
1月分までの4、5カ月分、増加恩給は昭
和27年4月の平和条約発効までの分は支
払われることになつている。傷病者に対す

る増加恩給は日本側で出した資料の中に含まれているが、未裁定分は分らないので計算されていない。なお、国内的には、日本人の軍人恩給は、昭和28年4月以降、援護法関係では昭和27年4月以降支払っており、傷病者に対しても、そのレートが高くなっている旨説明した。

また金主査より、軍人恩給該当の韓国人数を調べられるかと質したのに対し、恩給局側より、推定すればできると答えるとともに、既裁定分については、韓国側では南部の郵便局の台帳記載の数値から得たものであるとのことであるが、地方費負担、国庫負担、総督府負担分が台帳にどのような形で載っていたか分るのか、裁定による区分はどのような記号で、また公務員の種別はどのような色分けであつたか分るかと質したところ、韓国側は分ると思ひ旨答えていた。

- (11) 最後に金主査より、今後の会議の進め方について、この後専門委員会を開いても一

回位であるし、公式の委員会も開かねばならないので、一応この程度で専門委員会は閉じることとし、再開の必要があれば、その時に相談することにしたいと述べ、李委員よりは、未収金関係が残っているが専門委員会をもつ程必要でないと考える旨述べたのに対し、前田課長より、日本側で専門委の仕事は本会合で終り得るとは必ずしも考えない、卜部参事官にも報告、大蔵省側とも相談した上、改めて連絡することにした旨述べ、韓国側もこれを了承した。

別添 /

清算終了した閉鎖機関一覧表

法人名	本店又は主たる事務所の所在地	清算終了日
朝鮮銀行	京城府中区	3 2 7. 2 4
株式会社朝鮮殖産銀行	京城府中区	3 3. 9. 3
朝鮮信託株式会社	京城府中区	3 4. 7. 1 8
合計 3 法人		

整理完結した在外会社一覧表

法人名	本店又は主たる事務所所在地	整理完結日
朝日軽金属株式会社	京城府中区	3 1. 3.26
小林鋁業株式会社	京城府中区	3 2. 5.14
大東鋁業株式会社	京城府中区	2 6.1 0.30
大日工業株式会社	咸鏡南道興南府	2 6. 4.20
株式会社丁子屋商店	京城府中区	2 6. 6.18
朝鮮郵船株式会社	京城府中区	3 2.1 1.29
朝鮮油槽船株式会社	京城府中区	2 6. 9.12
日窒鋁業開発株式会社	京城府中区	3 2. 7.15
日本高周波重工業株式会社	京城府中区	3 2. 7.15
三井軽金属株式会社	京城府鏡路区	3 1. 4.11
石川県農業株式会社	全羅北道金堤郡	2 6. 5.14
エタニットパイプ朝鮮販売株式会社	京城府中区	2 6. 3.14
株式会社大橋農場	全羅北道釜山郡	2 6.1 1.17
共栄殖産株式会社	咸鏡北道城津府	2 6. 7.11
金井鋁業株式会社	京城府中区	2 6. 8.16
京城化学工業株式会社	京城府中区	2 6. 9. 7

京城電気株式会社	京城府中区	26.	7.11
京仁商船株式会社	京城府中区	26.	5. /
光州産業株式会社	全羅南道光州府	26.	7.11
光徳鉦山株式会社	京城府中区	32.	9. 2
株式会社沢山兄弟商会	釜山府	26.	9. 7
三成鉦業株式会社	京城府鐘路区	26.	8.16
三陟開発株式会社	京城府中区	32.	5.14
昭陽鉦業株式会社	京城府中区	27.	3.19
順安鉦業株式会社	平安南道平原郡	32.	7.15
成歆鉦業株式会社	忠清南道天安郡	27.	1.17
清津魚糧工業株式会社	咸鏡北道清津府	34.	6.18
大陸重工業株式会社	釜山府	26.	3.14
高瀬合名会社	京城府中区	32.	7.15
株式会社高橋商店	京城府中区	26.	3.14
株式会社高福商店	京城府中区	26.	9. 7
辰巳物産株式会社	京城府中区	31.	4. 6
瑞豊鉄道株式会社	京城府中区	26.	4. 6
中外興業株式会社	平壤府	27.	3.24
朝鮮アルミニウム工業株式会社	仁川府	32.	5.18

朝鮮雲母開發販売株式会社	京城府中区	26.	3.14
株式会社朝鮮衛生実験所	京城府	26.	3.14
朝鮮鴨緑江水力発電株式会社	京城府中区	26.	3.14
朝鮮碍子株式会社	京尙南道馬山府	31.	8.9
朝鮮海陸運輸株式会社	京城府中区	32.	9.6
朝鮮火薬製造株式会社	京城府中区	26.	3.14
株式会社朝鮮機械製作所	京城府中区	26.	5.14
朝鮮教学図書株式会社	京城府鐘路区	26.	3.14
朝鮮漁業合資会社	江原道高城郡	26.	5.14
朝鮮切鋸販売株式会社	京城府	32.	3.8
合資会社朝鮮均益貿易公司	京城府永登浦区	26.	7.11
朝鮮近海運輸株式会社	京城府中区	26.	7.11
朝鮮呉羽紡績株式会社	京城府中区	26.	3.14
朝鮮輕金属株式会社	京城府鐘路区	32.	9.7
朝鮮京南鉄道株式会社	忠清南道天安郡	32.	9.2
朝鮮毛織株式会社	慶尙南道密陽郡	26.	4.6
朝鮮光学工業株式会社	京城府中区	26.	5.14
朝鮮鋼管販売株式会社	京城府	31.	3.26
朝鮮興業株式会社	京城府	31.	3.26

朝鮮鉍業振興株式会社	京城府西大門区	3 1.	3. 2 6
朝鮮山皮鉍山開發株式会社	京城府中区	2 6.	8. 1 6
朝鮮自転車製造株式会社	京城府中区	2 6.	9. 7
朝鮮重工業株式会社	釜山府	2 6.	4. 6
朝鮮食糧管団	京城府	3 2.	3. 8
朝鮮神鋼金属株式会社	京城府中区	3 1.	8. 1
朝鮮人造石油株式会社	咸鏡北道慶興郡	3 2.	2. 9
朝鮮水産開發株式会社	京城府中区	3 1. / 0. 2 2	
朝鮮水産化工株式会社	咸鏡北道清津府	3 2.	5. 1 4
朝鮮住友軽金属株式会社	京城府鐘路区	3 6.	8. 1 6
朝鮮製塩工業株式会社	京城府中区	2 6.	4. 6
朝鮮製鉄株式会社	京城府中区	2 7.	1. 1 7
朝鮮製油株式会社	釜山府	3 1.	3. 2 6
朝鮮石炭株式会社	京城府中区	3 1. / 0. 2 2	
朝鮮石油株式会社	京城府中区	2 6. / 0. 1 3	
朝鮮石油配給株式会社	京城府西大門区	2 6.	4. 6
朝鮮船舶運航統制株式会社	京城府	2 6. / 1. 1 7	
朝鮮大陶工業株式会社	京城府	2 6.	3. 1 4
朝鮮東海電極株式会社	鎮南浦	2 6.	3. 1 4

朝鮮電業株式会社	京城府中区	32/1.25
朝鮮電業製鉄株式会社	京城府中区	31/0.11
朝鮮電工株式会社	京城府	31.5.29
朝鮮鉛工業株式会社	仁川府	26.3.14
朝鮮日産化学株式会社	京城府	26.5.14
朝鮮農薬株式会社	京城府	31.4.6
朝鮮麦酒株式会社	京城府	26.7.11
朝鮮皮革株式会社	京城府永登浦区	33.8.13
朝鮮物産株式会社	京城府中区	32.3.8
朝鮮報国鉦業株式会社	京城府	26.8.16
朝鮮紡織株式会社	釜山府	32.5.14
朝鮮松下電器株式会社	京城府永登浦区	26.3.14
朝鮮無煙炭株式会社	京城府	32.2.9
朝鮮棉花株式会社	木浦府	32.8.31
朝鮮油脂株式会社	京城府鐘路区	32.9.7
朝鮮洋紙配給株式会社	京城府中区	31.3.26
朝鮮理研航空機材株式会社	忠清南道太田府	26.4.6
朝鮮煉炭株式会社	京城府西大門区	26.7.11
株式会社辻本商店	京城府	26/1.17

東宇興業株式会社	忠清南道天安郡	32. 5. 14
東拓鉦業株式会社	京城府中区	32. 9. 12
東邦鉦業株式会社	京城府	32. 5. 14
東棉纖維工業株式会社	京城府中区	32. 2. 9
永岡産業株式会社	京城府	26. 8. 16
中川鉦業株式会社	京城府	26. 8. 16
南北棉業株式会社	京城府中区	26. 10. 13
西日本汽船株式会社	釜山府	26. 6. 30
日海土地建物株式会社	京城府中区	26. 3. 14
日硬産業株式会社	釜山府	26. 6. 18
日硬商事株式会社	釜山府	26. 10. 30
日本礦産株式会社	京城府	26. 8. 16
日本精工株式会社	京城府中区	31. 3. 8
日本耐火材料株式会社	京城府中区	33. 1. 5
迫間興業株式会社	釜山府	36. 2. 1
半島農業土木株式会社	京城府中区	26. 1. 17
弘中重工業株式会社	京城府龍山区	26. 9. 7
株式会社福田又商店	京城府中区	31. 12. 4
釜山鎮埋築株式会社	釜山府	26. 5. 14

平北鉄道株式会社	京城府中区	26. 3. 4
豊国製粉株式会社	京城府	26. 5. 4
北鮮製紙化学工業株式会社	咸鏡北道吉州郡	26. 3. 4
三井油脂化学工業株式会社	京城府中区	30. 1. 4
株式会社 三中井	京城府中区	29. 8. 26
宮本商店株式会社	咸鏡北道清津府	26. 8. 6
合資会社 森農場	黄海道英海郡	26. 9. 7
遊仙鋳業株式会社	京城府鐘路区	32. 3. 8
利原鉄山株式会社	京城府中区	27. 5. 3
龍峴炭鋳株式会社	咸鏡北道鐘城郡	33. 8. 3
金千代倉庫株式会社	平壤府	26. 5. 24
黄海農業株式会社	京城府中区	26. 5. 24
斎藤合名会社	京城府中区	26. 5. 24
斎藤精米株式会社	鎮南浦府	26. 5. 24
立石産業株式会社	釜山府	26. 1. 17
朝鮮飛行機工業株式会社	京城府中区	32. 5. 20
蔚山建設株式会社	釜山府	26. 7. 11
大原証券株式会社	京城府中区	35. 9. 8
共同漁業株式会社	京城府	26. 7. 11

親和木材株式会社	京城府西大門区	3 2. 5. 1 8
株式会社 成業社	京城府中区	3 3. 1 1. 1 0
朝鮮火災海上保険株式会社	京城府中区	3 4. 4. 6
株式会社朝鮮商業銀行	京城府中区	3 5. 1. 2 7
株式会社朝鮮貯蓄銀行	京城府中区	3 4. 6. 1 7
朝鮮無尽株式会社	京城府中区	3 4. 1 2. 2 6
山高証券株式会社	京城府中区	2 8. 5. 1 0
秋田水産工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 2. 5. 1 4
株式会社朝興銀行	京城府中区	3 5. 6. 2 1
朝鮮製鍊株式会社	京城府中区	3 3. 8. 1 3
株式会社常盤洋行	新義州区	3 2. 7. 1 5
三国石炭工業株式会社	京城府鐘路区	3 2. 5. 1 8
森林産業株式会社	釜山府	2 6. 1 0. 3 0
三宝鋳業株式会社	京城府龍山区	2 7. 5. 1 3
勝屋証券株式会社	京城府中区	2 7. 1 2. 9
朝鮮米穀倉庫株式会社	京城府中区	2 8. 5. 2 1
合資会社京城日報社	京城府中区	3 1. 1 2. 1 8
京城土木株式会社	京城府	3 1. 5. 3 1
朝鮮バリウム工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 2. 3. 8

馬山埋築株式会社	馬山府	3 1. / 2. 7
雄基酒造株式会社	咸鏡北道慶興部	3 1. 4 / 1
合名会社阿川組	京城府	3 1. 8. 2 / 1
井川工業株式会社	咸鏡北道清津府	3 1. 7. 9
天徳興業株式会社	城津府	3 1. 4. 6
朝鮮鋼材株式会社	京城府	3 2. 2. 9
城津合同木材株式会社	城津府	3 2. 7. / 5
積善殖産合名会社	京城府	3 1. 8. /
合名会社長井商店	咸鏡北道清津府	3 2. 3. 8
株式会社和信	京城府	3 1. / 2. 4
会寧木材共販組合	咸鏡北道会寧郡	3 1. / 2. 7
藍沢欽業株式会社	忠清北道義州郡	3 2. 2. 9
咸北倉庫株式会社	咸鏡北道清津府	3 1. / 2. 7
朝鮮特種製紙有限会社	慶尚南道晋州府	3 1. / 2. 7
野呂克産業株式会社	京城府中区	3 2. 3. 8
合資会社黒川組	咸鏡北道清津府	3 2. 5. / 4
北鮮商事合資会社	羅津府	3 2. 2. 9
株式会社清水精米所	釜山府	3 2. 5. / 4
合資会社江口商店	平壤府	3 2. 7. / 5

清津木材共同販売組合	咸鏡北道清津府	3 2 / 1. 2 0
朝鮮中央鉱業株式会社	京城府中区	3 3. 8 / 3
財団法人朝鮮殖産銀行共済会	京城府中区	3 4. 4 / 3
朝鮮単式印刷株式会社	京城府西大門区	3 2. 9 / 7
西鮮実業株式会社	平壤府	3 2 / 1. 2 0
釜山水産株式会社	釜山府	3 4. 8 / 8
株式会社橋口金物店	京城府	3 3 / 1. 6
株式会社菽野商店	釜山府	3 4. 4 / 1
道本合名会社	郡山府	3 4. 4 / 3
杉山産業合名会社	京城府中区	3 4. 3 / 3 /
石井特殊鋼株式会社	平壤府	3 3 / 2. 2 4
国産自動車株式会社	京城府中区	3 5. 8 / 0
株式会社内谷商店	木浦府	3 4. 5 / 7
清津水産株式会社	咸鏡北道清津府	3 4. 6 / 8
大昌興業株式会社	京城府中区	3 5 / 0. 7
立山証券株式会社	京城府中区	3 6. 1 / 1 /
合計 184法人		

韓國法人所有有価証券調書

別添 2

種 類	朝 鮮 銀 行			朝 鮮 殖 産 銀 行			朝 鮮 信 託 株 式 會 社		
	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計
日 本 国 債	5,862,923,779 ⁷⁶		5,862,923,779 ⁷⁶	422,803,925	81,384,914	504,188,839	9,731,495	10,204,777 ⁵⁰	19,936,272 ⁵⁰
朝鮮食糧証券及 び食糧証券		152,006,330 ⁰⁸	152,006,330 ⁰⁸		18,673,930	18,673,930			
日本貯蓄券									
日本政府保証社債	198,008,300		198,008,300	7,600,000	17,600	7,617,600	1,100,000	570,000	1,670,000
日本地方債	1,327,500		1,327,500						
日本社債	16,108,634		16,108,634		1,310	1,310	1,130,000	1,130,070	2,260,070
貯蓄及報國債券					4,061,076	4,061,076		977,644 ⁵⁰	977,644 ⁵⁰
其他証券									
計	6,079,368,213 ⁷⁶	152,006,330 ⁰⁸	6,230,374,543 ⁸⁴	430,403,925	104,138,830	534,542,755	11,961,495	12,002,612	23,964,107

種 類	朝鮮金融組合聯合會			朝 興 銀 行			朝 鮮 商 業 銀 行		
	登 錄	現 物	計	登 錄	現 物	計	登 錄	現 物	計
日 本 國 債	120,366,400	99,200	280,413,600	143,455,400	3,312,900	146,768,300	166,751,800	7,893,470	174,645,270
朝鮮食糧証券及 公食糧証券									
日 本 貯 蓄 券								20	20
日本政府保証社債	511,300,200		511,300,200	51,550,000		51,550,000	63,100,000		63,100,000
日 本 地 方 債									
日 本 社 債	217,526,500	5,770,000	223,296,500	14,990,000	2,000,000	16,990,000	3,285,000		3,285,000
貯蓄及報國債券					145,587	145,587		24,985	24,985
其 他 証 券									
計	1,009,193,100	5,867,200	1,015,060,300	209,995,400	5,458,487	215,453,887	233,136,800	7,918,475	241,055,275

種 類	朝鮮貯蓄銀行			合 計		
	登 録	現 物	計	登 録	現 物	計
日 本 國 債	127,000,000	32,871,425	159,871,425	7,013,032,799 ²⁶	135,764,686 ⁵⁰	7,148,797,486 ²⁶
朝鮮食糧証券及食糧証券					152,006,330 ⁰⁸	152,006,330 ⁰⁸
日 本 貯 蓄 券					18,673,950	18,673,950
日 本 政 府 保 証 債 券				832,658,500	587,600	833,246,100
日 本 地 方 債				1,327,500		1,327,500
日 本 社 債				253,040,134	8,901,380	261,941,514
貯蓄及報國債券		50,615	50,615		4,380,027 ⁵⁰	4,380,027 ⁵⁰
其 他 証 券						
計	127,000,000	32,922,040	159,922,040	8,100,058,933 ²⁶	320,313,974 ⁰⁸	8,420,372,907 ⁸⁴